

令和7年第1回東広島市議会定例会

提 出 議 案 説 明 書

令和7年2月

目 次

議 案 第 1 1 号	下竹仁辺地に係る公共的施設の総合的な整備に 関する財政上の計画の策定について…………… 1 (地域振興部地域政策課)
議 案 第 1 2 号	東広島市地域共生社会推進計画（第4次東広島 市地域福祉計画）の策定について…………… 2 (健康福祉部地域共生推進課)
議 案 第 1 3 号	東広島市こども計画の策定について…………… 4 (こども未来部こども家庭課)
議 案 第 1 4 号	大芝辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関 する財政上の計画の変更について…………… 7 (地域振興部地域政策課)
議 案 第 1 5 号	過疎地域持続的発展計画の変更について…………… 8 (地域振興部地域政策課)
議 案 第 1 6 号	東広島市総合計画基本構想の改訂及び後期基本 計画の策定について…………… 9 (総務部政策推進監)
議 案 第 1 7 号	市道の路線の認定について…………… 13 (建設部建設管理課)
議 案 第 1 8 号	請負契約の締結について…………… 14 (建設部災害河港課)

議案第19号	請負契約の締結について……………	16
	(都市部区画整理課)	
議案第20号	請負契約の変更について……………	18
	(地域振興部地域づくり推進課・こども未来部保育課)	
議案第21号	委託契約の締結について……………	19
	(建設部道路建設課)	
議案第22号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係 条例の整備について……………	20
	(総務部総務課)	
議案第23号	東広島市立幼稚園の教育、保育等の実施に關す る条例の制定について……………	22
	(教育委員会学校教育部学事課)	
議案第24号	職員の特殊勤務手当に關する条例の一部改正に ついて……………	27
	(総務部職員課)	
議案第25号	附属機関の設置に關する条例の一部改正につい て……………	29
	(総務部職員課)	
議案第26号	東広島市事務分掌条例の一部改正について……………	31
	(総務部職員課)	

議案第27号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について……………	32
	(総務部職員課)	
議案第28号	東広島市バス交通結節点設置及び管理条例の一部改正について……………	34
	(地域振興部地域政策課)	
議案第29号	東広島市専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部改正について……………	36
	(生活環境部環境先進都市推進課)	
議案第30号	東広島市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について……	38
	(健康福祉部地域包括ケア推進課)	
議案第31号	東広島市国民健康保険税条例の一部改正について……………	40
	(健康福祉部国保年金課)	
議案第32号	東広島市保育所設置及び管理条例の一部改正について……………	45
	(こども未来部保育課)	
議案第33号	東広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について……………	46
	(こども未来部保育課)	
議案第34号	東広島市手数料条例の一部改正について……………	47
	(都市部建築指導課・住宅課)	

議案第35号	東広島市使用料条例の一部改正について……………	58
	(教育委員会学校教育部教育総務課)	

議案第36号	東広島市高額医療費貸付基金の設置及び管理に 関する条例の廃止について……………	59
	(健康福祉部国保年金課)	

議案第 11 号

下竹仁辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の
策定について

(地域振興部地域政策課)

1 提案の理由

下竹仁辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の
是正を図るため、当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計
画を策定しようとするものである。

2 計画の概要

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

東広島市福富町下竹仁

(2) 整備しようとする公共的施設

ア 施設名

集会施設・地場産業振興施設・レクリエーション施設（福富みらいベース
（旧竹仁小学校））

教育文化施設（福富多目的グラウンド防球ネット設置）

イ 整備期間

令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間

(根拠法令)

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律

第 3 条 この法律によつて公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村
の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の
計画（一略）を定めることができる。

議案第 12 号

東広島市地域共生社会推進計画（第 4 次東広島市地域福祉計画）の策定について

（健康福祉部地域共生推進課）

1 提案の理由

市民一人ひとりが相互に支え合い、生きがいと安心できる暮らしを地域で創っていく地域共生社会を実現するため、東広島市地域共生社会推進計画（第 4 次東広島市地域福祉計画）を策定しようとするものである。

2 計画の概要

（1）計画期間

令和 7 年度から令和 11 年度まで

（2）基本理念

誰もが学び合い、支え合い、感謝し合える「シアエル関係」を築き、幸せを実感できるまち

（3）基本目標

ア 学びを通じた地域課題の「自分ゴト化」

市民一人ひとりが地域課題を知り、「自分ゴト」として受け止めていくことで、地域の様々な課題に興味を持ち、その興味関心から「何かをやってみたい」という思いにつながるような取組みを推進する。

イ みんなの「やってみたい」を応援

市民の「やってみたい」という思いが「やってみた」という行動につながるよう、及び「続けたい」「もっと良くしたい」という思いに応えられるよう支援する。

ウ 「誰一人取り残さない」相談支援の充実

関係機関が連携し、困っている当事者を起点とした、制度の狭間のない相談支援体制を構築するほか、地域との連携により孤独・孤立の予防や解消のための取組みを推進する。

エ 地域で「健幸」に暮らせるための基盤づくり

高齢や障がい、子育て、生活困窮など、各分野におけるサービスを充実していくとともに、移動に困難を抱える方の支援や居住支援など、既存のサービスだけでは解決が困難な課題についても支援する。

(根拠条例)

東広島市議会基本条例

第14条 地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、議会と市長等が共に市民に対する責任を担いながら、計画的かつ市民の視点に立った透明性の高い市政の運営に資するため、次に掲げるものとする。

(2) 市民生活に重大な影響を及ぼすことが予想される計画、施策事業等の策定および変更に関わるもので別に定めるもの

議案第13号

東広島市こども計画の策定について

(こども未来部こども家庭課)

1 提案の理由

こども・若者の成長と子育てを支援する取組みを総合的に推進し、その更なる充実を図ることにより、本市における「こどもまんなか社会」を実現するため、東広島市こども計画を策定しようとするものである。

2 計画の概要

(1) 計画期間

令和7年度から令和11年度まで

(2) 基本理念（第3章関係）

つながる つなげる 育ちあいのまちづくり～ともに支え ともに育つ こども・若者のウェルビーイングがかなうまち 東広島～

(3) 基本目標及び基本施策（第3章、第4章関係）

ア 安心してこどもを産み育てられる支援の充実

こども及び母親の健康づくりの支援、子育てに関する情報提供・相談体制の充実等、すべてのこども及び親への妊娠・出産期から子育て期まで切れ目のない支援を行う、東広島版ネウボラのさらなる充実を図る。また、こどもを安心して産むことができる環境及びこどもが安心して健やかに成長することができるための環境の整備に努めるとともに、子育て世帯の経済的負担の軽減を図る。

(ア) 東広島版ネウボラ（切れ目のない子育て支援）の充実

(イ) 産科・小児科医療体制の充実

(ウ) 子育て世帯の経済的負担の軽減

イ 社会的な支援が必要なこども・若者への支援の充実

心身の状況、家庭環境等、様々な要因により社会的な支援を必要としているこども・若者及びその家族に対して、安心して生活を送るための支援の

充実を図る。

(ア) 児童虐待の予防と早期対応

(イ) 障がいのあるこども・若者と家庭への支援

(ウ) 貧困等、困難な状況にあるこども・若者と家庭への支援

(エ) 様々な課題を抱えるこども・若者と家庭への支援

ウ 仕事と子育てを両立するための支援の充実

多様な保育ニーズに対応した保育・教育、学童保育等の事業の充実を図るとともに、働き方の見直し、子育てを支援する職場環境の促進等、仕事及び子育てを両立することができる環境づくりを推進する。

(ア) 年間を通しての待機児童の解消

(イ) 多様な保育ニーズへの対応

(ウ) 働く女性の応援と働き方改革の推進

エ こども・若者を支える地域の子育て支援力の強化

地域共生社会の理念を踏まえ、地域、学校、関係機関・団体、企業等の地域社会全体がこども・若者及び子育て家庭を見守り、支える体制づくりを推進し、こども・若者及び子育て家庭にやさしい社会づくりに取り組む。また、こども・若者が身近な地域で安心・安全に過ごすことができるよう、事故、犯罪等から守る取組み及び居場所づくりを進める。

(ア) 地域における子育て支援の充実

(イ) こども・若者と子育て家庭にやさしい社会づくり

(ウ) こども・若者が安心・安全に過ごせる環境づくり

オ こども・若者の健やかな成長と自立への支援の充実

こども達の生きる力を育む教育・保育を推進するとともに、若者世代が就職等のライフイベントにおいて、自身の希望に応じた将来を選択することができるよう支援する。また、こども・若者が自らの意見を持ち、それを表明することができる機会の確保に努める。

(ア) 生きる力を育む教育・保育の推進

(イ) 若者の自己実現を支援する取組み

(ウ) こども・若者の意見表明の機会の確保

(4) 教育・保育・子育て支援事業の「量の見込み」と確保方策（第5章関係）

人口推計、保護者へのニーズ調査結果等に基づき、子ども・子育て支援法における幼児教育・保育及び地域子育て支援事業の「量の見込み」と確保方策について定める。

(根拠条例)

東広島市議会基本条例

第14条 地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、議会と市長等が共に市民に対する責任を担いながら、計画的かつ市民の視点に立った透明性の高い市政の運営に資するため、次に掲げるものとする。

(2) 市民生活に重大な影響を及ぼすことが予想される計画、施策事業等の策定および変更に関わるもので別に定めるもの

議案第 14 号

大芝辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の変更について

(地域振興部地域政策課)

1 提案の理由

大芝辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図るため、新規事業を追加することに伴い、当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を変更しようとするものである。

2 新規事業の概要

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

東広島市安芸津町風早

(2) 整備しようとする公共的施設

ア 施設名

交通通信施設 市町村道・橋りょう（大芝大橋）

イ 整備期間

令和 7 年度及び令和 8 年度

(根拠法令)

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律

第 3 条 この法律によつて公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（以下「総合整備計画」という。）を定めることができる。

8 前各項の規定は、第 5 項の規定により総合整備計画を提出した市町村が当該総合整備計画を変更しようとする場合について準用する。

議案第 15 号

過疎地域持続的発展計画の変更について

(地域振興部地域政策課)

1 提案の理由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定が準用される特定市町村の区域とみなされる区域として公示された旧福富町、旧豊栄町及び旧河内町の区域において、総合的かつ計画的な対策を実施するため策定した過疎地域持続的発展計画に、より地域の実情に即した事業を新たに追加しようとするものである。

2 事業の追加

過疎地域持続的発展計画に次のとおり事業を追加する。

事業内容	対象地域
次郎丸線（改良）	河内地域
福富小中学校エレベーター設備改修工事	福富地域
スポーツ施設整備事業（豊栄市民グラウンド防球ネット設置ほか）	豊栄地域

(根拠法令)

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

第8条 過疎地域の市町村は、持続的発展方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域持続的発展市町村計画（以下単に「市町村計画」という。）を定めることができる。

10 第1項及び前3項の規定は、市町村計画の変更について準用する。

議案第 16 号

東広島市総合計画基本構想の改訂及び後期基本計画の策定について

(総務部政策推進監)

1 提案の理由

社会情勢の変化に合わせて、第五次東広島市総合計画基本構想を改訂し、及び後期基本計画を策定しようとするものである。

2 基本構想の改訂の概要

(1) まちづくり大綱における重視する方向性を見直し

ア 仕事づくり

企業の投資促進について、半導体産業における大型投資の実情を考慮した見直しを行う。

イ 活力づくり

(ア) 学術研究機能の発揮による都市活力の創出について、T o w n & G o w n 構想の推進を考慮した見直しを行う。

(イ) 新たな産業用地の整備や次世代学園都市構想の実現に向けた動きを考慮した見直しを行う。

(ウ) 多様な主体との共創とD Xによる生活価値の創造を通じた地域の課題解決への取組を考慮した見直しを行う。

ウ 安心づくり

地域共生社会の実現について、様々な施策及び分野と関連することから、後期基本計画における重点テーマとして新たに定めることとし、安心づくりにおいては、共に支え合い誰もが安心して暮らせる地域社会の実現に向けた方向性について定めることとする。

(2) 計画の主要指標の見直し

人口指標について、令和12年における総人口の推計を変更する。

(3) 土地利用構想

ア 拠点及びネットワークの形成方針

先端産業の機能を集積する特定機能拠点として吉川地区を追加する。

イ 戦略的な土地利用の方向性

中部エリアにおいて、広島大学との連携によるアカデミック・エンタープライズの実践を図る広島大学周辺地区及び半導体関連企業の集積による先端産業集積地区を次世代学園都市ゾーンとして位置付ける。

3 後期基本計画の概要

(1) 目標年次

令和12年

(2) 重点テーマ

後期基本計画における重点テーマを次のとおり定める。

ア Well-beingを実感できる地域共生社会の実現

地域住民及び地域における多様な主体が、世代又は分野を超えて繋がり、「支え手」と「受け手」の関係を越えて、学び合い、支え合い、感謝し合える等の「シアエル関係」を構築することで、市民一人一人が、身体的、精神的及び社会的に満たされた「健幸」な状態を実感できる「地域共生社会」の実現を目指す。

イ 次世代学園都市の実現

2050年を見据え、Town & Gownの取組を進めるとともに、産学官民の共創による新たな都市モデルを市の成長戦略に位置付け、次世代学園都市ゾーンにおける半導体産業を始めとした多様な産業分野を集積し、並びに民間投資でもたらされる先端的な学術及び研究により多様な課題の解決のための基盤を広島大学周辺地区において整備することで、学園都市として更なる発展を目指す。

ウ 多様な主体と地域資源を活かした人口減少地域総合対策

人口減少が深刻な地域において、地域の特性を活かしながら、地域内の経済循環及び人口の流入の促進により、「住みたい、住み続けたい」と思える地域活力の維持を目指す。

エ 子どもの健やかな成長のための環境づくり

子どもを権利の主体として認識し、子どもの視点に立ち、子ども・子育て世帯への切れ目ない支援を充実させることで、全ての子どもが健やかに成長

し、将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる社会である「こどもまんなか社会」の実現を目指す。

(3) 施策（第1章関係）

まちづくり大綱の5つの柱について、重視する方向性を次のとおり定める。

ア 仕事づくり

- (ア) 産業イノベーションの創出
- (イ) 中小企業等の活力強化
- (ウ) 企業の投資促進
- (エ) 農山漁村の魅力づくりと農林水産業の活性化
- (オ) 地域資源を活かした観光の振興
- (カ) 働き方改革の推進による雇用環境の充実

イ 暮らしづくり

- (ア) 暮らしを支える拠点地区の充実
- (イ) 安全で円滑な生活交通の充実
- (ウ) 快適な生活環境の形成
- (エ) 豊かな自然環境の保全
- (オ) 市民協働のまちづくりによる地域力の向上
- (カ) 多文化共生と国際化の推進

ウ 人づくり

- (ア) 人権・平和の尊重と男女共同参画の推進
- (イ) 乳幼児期における教育・保育の充実
- (ウ) 高い教育力と伝統を活かした学校教育の実践
- (エ) 新たな価値を創造する人材の育成
- (オ) 知的資源と国際性を活かした人づくり
- (カ) 市全体が「学びのキャンパス」となる環境づくり

エ 活力づくり

- (ア) 学術研究機能の発揮による都市活力の創出
- (イ) 多様性豊かな市民の力が輝くまちづくり
- (ウ) 都市成長基盤の強化・充実
- (エ) 交通ネットワークの強化

(オ) 環境に配慮した社会システムの構築

(カ) 未来を感じるプロジェクト挑戦都市

オ 安心づくり

(ア) 災害に強い地域づくりの推進

(イ) 安全・安心な市民生活の実現

(ウ) 総合的な医療体制の確立

(エ) 健康寿命の延伸による生涯現役社会の実現

(オ) 共に支え合い誰もが安心して暮らせる地域社会の実現

(カ) 安心して子どもを産み育てられる環境づくり

カ 共通基盤

まちづくり大綱の5つの柱を支える共通基盤として、施策の方向性を次のとおり定める。

(ア) 市民ニーズの的確な把握と質の高い行政サービスの提供

(イ) 効率的で持続的な行政経営

(4) 地域別計画

地域資源を活かしたまちづくりを進めていくために、市内の9つの地域ごとに目指す方向性を定めた地域別計画を定める。

(根拠条例)

東広島市議会基本条例

第14条 地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、議会と市長等が共に市民に対する責任を担いながら、計画的かつ市民の視点に立った透明性の高い市政の運営に資するため、次に掲げるものとする。

(1) 東広島市総合計画基本構想および東広島市総合計画の策定、変更に関するもの

議案第 17 号

市道の路線の認定について

(建設部建設管理課)

提案の要旨

一般交通の用に供するため、次の路線を市道として認定しようとするものである。

路 線 名	認 定 の 理 由
寺家南 69 号線	住宅団地内の道路を市道として認定し、一般交通の用に供する必要がある。
寺家南 70 号線	
御薊宇東 86 号線	
寺家南 68 号線	地区計画整備事業に伴う新設道路を市道として認定し、一般交通の用に供する必要がある。

(根拠法令)

道路法

第 8 条

- 2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合には、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

議案第 18 号

請負契約の締結について

(建設部災害河港課)

1 提案の理由

令和 6 年度港湾施設長期保全事業安芸津栈橋改築工事の請負契約を締結しようとするものである。

2 契約の内容

(1) 工事の場所

東広島市安芸津町三津

(2) 工事の内容

土木一式工事

ア 仮設橋台基礎工

基礎捨石 477 立方メートル

イ 仮設橋台上部工

コンクリート 95 立方メートル

ウ ^{てい}碇けい工

(ア) 床掘 3,596 立方メートル

(イ) アンカーブロック製作・据付 5 個

(ウ) 既設アンカーブロック撤去 7 個

(エ) 浮函^{かん}碇けい 1 函

(オ) 連絡橋架設 1 基

(カ) アンカーチェーン 1 式

エ 浮函改良工

(ア) 鋼製フロート製作・設置 1 式

(イ) 敷鉄板設置撤去 1 式

(ウ) 防舷材 1 式

(エ) マンホール設置撤去 1 式

(オ) マンホール^{はしご}梯子設置撤去 1 式

(カ) 照明灯設置撤去 1 式

オ 舗装工

アスファルト舗装工 2 1 5 平方メートル

カ 構造物撤去工 1 式

キ 仮設工 1 式

(3) 契約金額

2 億 8, 7 1 0 万円

(4) 契約の相手方

三原市宮沖一丁目 8 番 8 号

山陽建設株式会社

代表取締役 深 山 隆 一

(5) 工期

東広島市議会の議決のあった日の翌日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5, 0 0 0 万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 19 号

請負契約の締結について

(都市部区画整理課)

1 提案の理由

令和6年度八本松駅前土地区画整理事業八本松駅前造成工事（6－1）の請負契約を締結しようとするものである。

2 契約の内容

(1) 工事の場所

東広島市八本松町飯田及び原並びに八本松南二丁目

(2) 工事の内容

土木一式工事

ア 道路改良

(ア) 舗装工

車道舗装工 3,169平方メートル

歩道舗装工 243平方メートル

(イ) 撤去工

歩道橋撤去 1基

地下道撤去 1基

イ 雨水管渠^{きよ}

(ア) ボックスカルバート

幅 1.3メートル

高さ 1.3メートル

延長 33.8メートル

(イ) 雨水管

直径 250ミリメートル～800ミリメートル

延長 169.6メートル

(ウ) マンホール 12箇所

ウ 污水管渠

(ア) 污水管

直径 200ミリメートル

延長 137.5メートル

(イ) マンホール 9箇所

(3) 契約金額

1億8,777万円

(4) 契約の相手方

東広島市西条中央二丁目7番5号

株式会社明成

代表取締役 尾 原 睦 明

(5) 工期

東広島市議会の議決のあった日の翌日から令和8年3月31日まで

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 20 号

請負契約の変更について

(地域振興部地域づくり推進課・こども未来部保育課)

1 変更の理由

令和 6 年 6 月 27 日議決第 82 号により議決を経た令和 6 年度地域活動拠点整備事業ほか高屋西地域センター・高屋中央保育所複合施設造成工事その 2 の請負契約について、工事の内容の一部を変更する必要があるため、請負契約金額を変更しようとするものである。

2 変更の内容

原契約金額	変更契約金額	増加額
1 億 5,675 万円	1 億 6,412 万 4,400 円	737 万 4,400 円

3 変更後の請負契約の内容

(1) 工事の場所

東広島市高屋町杵原

(2) 契約の相手方

東広島市豊栄町安宿 5015 番地の 5

株式会社東豊建設

代表取締役 一 楽 日 月

(3) 工期

令和 6 年 6 月 28 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 21 号

委託契約の締結について

(建設部道路建設課)

1 提案の理由

山陽本線八本松構内互栄橋補修委託に関する基本協定を締結しようとするものである。

2 契約の内容

(1) 工事の内容

打音調査工、橋梁補修工、剥落防止工、塗替塗装工、仮設工、保安工等

(2) 契約金額

3 億 2,941 万 5,000 円

(3) 契約の相手方

西日本旅客鉄道株式会社

(4) 工期

東広島市議会の議決のあった日の翌日から令和 10 年 3 月 31 日まで

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 22 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について

(総務部総務課)

1 提案の要旨

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、次の関係条例において引用している刑の種類用語を整理するとともに、所要の経過措置を定めようとするものである。

- (1) 職員の給与に関する条例
- (2) 東広島市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例
- (3) 東広島市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例
- (4) 東広島市個人情報の保護に関する法律施行条例
- (5) 東広島市情報公開・個人情報保護審査会設置条例

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和 7 年 6 月 1 日

(2) 経過措置

ア 罰則の適用等に関する経過措置

- (ア) この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- (イ) この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（以下「刑法等一部改正法」という。）による改正前の刑法に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下同じ。）又は禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下(イ)において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

イ 人の資格に関する経過措置

拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

ウ 職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置

刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、期末手当の支給を一時差し止める処分の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（根拠法令）

地方自治法

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

- ③ 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、2年以下の拘禁刑、100万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は5万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

議案第 23 号

東広島市立幼稚園の教育、保育等の実施に関する条例の制定について

(教育委員会学校教育部学事課)

1 制定の理由

小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進することを目的として、東広島市立御菌宇幼稚園を認定こども園に移行するとともに、所要の規定の整備を行おうとするものである。

2 条例の内容

(1) 事業（第3条関係）

幼稚園においては、次に掲げる事業を行う。

ア 教育及び保育の実施に関すること。

イ 子育て支援事業のうち、地域の子どもの養育に関する各般の問題につき保護者からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言を行う事業

ウ ア及びイに掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業

(2) 教育時間等（第4条関係）

幼稚園における1号認定子どもに対する教育時間はアからエまでに掲げる日以外の日の午前9時から午後2時30分まで、2号認定子ども及び3号認定子どもに対する保育時間はア、ウ及びオに掲げる日以外の日の午前7時30分から午後6時30分（イに掲げる日にあっては、午後0時30分）までとする。

ア 日曜日

イ 土曜日

ウ 国民の祝日に関する法律に規定する休日

エ 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める日（アからウまでに掲げる日を除く。）

(ア) 学年始休園日 4月1日から同月6日までの日

(イ) 夏季休園日 7月20日から8月29日までの日（当該期間内において園長が定める5日以内の日を除く。）

(ウ) 秋季休園日 10月の第2月曜日の翌日及び翌々日

(エ) 冬季休園日 12月24日から翌年1月6日までの日

(オ) 学年末休園日 3月22日から同月31日までの日

オ 12月29日から翌年1月3日までの日（ア及びウに掲げる日を除く。）

(3) 入園の資格（第5条関係）

幼稚園に入園することができる子どもは、子ども・子育て支援法（以下「支援法」という。）に規定する支給要件を満たす小学校就学前子どもであって、支援法に規定する教育・保育給付認定子どもとする。

(4) 入園の許可等（第6条関係）

ア 1号認定子どもを幼稚園に入園させようとする保護者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

イ 2号認定子ども及び3号認定子どもを幼稚園に入園させようとする保護者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

ウ 1号認定子どもの入園の希望者が定員を超えた場合の入園者の選考についての基準は、別に定める。

エ 教育委員会は、入園の許可をする場合には、幼稚園の管理運営上必要な条件を付することができる。

オ 市長は、入園の承認をする場合には、幼稚園の管理運営上必要な条件を付することができる。

(5) 入園の不許可等（第7条関係）

ア 教育委員会は、1号認定こどもの入園の希望者が(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する場合には、入園を許可しないことができる。

(ア) 感染性の疾病を有する場合

(イ) 身体虚弱のため、教育に堪えないと認められる場合

(ウ) (ア)及び(イ)に掲げるもののほか、教育委員会が不相当と認める場合

イ 市長は、2号認定子ども及び3号認定こどもの入園の希望者が(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する場合には、入園を承認しないことができる。

(ア) 感染性の疾病を有する場合

(イ) 身体虚弱のため、保育に堪えないと認められる場合

(ウ) (ア)及び(イ)に掲げるもののほか、市長が不相当と認める場合

(6) 保育料（第 8 条関係）

ア 幼稚園に入園する子どもの保護者は、支援法に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額を納付しなければならない。

イ アに定める額のうち保育料の額は、市長が規則で定める。

(7) 保育料の減免（第 9 条関係）

市長は、必要があると認めるときは、保育料を減額し、又は免除することができる。

(8) 退園命令等（第 11 条関係）

ア 教育委員会は、入園した 1 号認定子どもが(ア)から(オ)までのいずれかに該当する場合には、出席停止又は退園を命ずることができる。

(ア) 教育・保育給付認定が取り消されたとき。

(イ) (5)ア(ア)から(ウ)までのいずれかに該当したとき。

(ウ) 保護者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(エ) 保護者が園長が行う教育上の指示に従わないとき。

(オ) 正当な理由がなく、引き続き 1 月以上欠席したとき。

イ 市長は、入園した 2 号認定子ども及び 3 号認定子どもが(ア)から(エ)までのいずれかに該当する場合には、幼稚園の利用を停止させ、又は入園の承認を取り消すことができる。

(ア) 教育・保育給付認定が取り消されたとき。

(イ) (5)イ(ア)から(ウ)までのいずれかに該当したとき。

(ウ) 保護者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(エ) 保護者が園長が行う保育上の指示に従わないとき。

(9) 1 号認定子どもの預かり保育（第 12 条関係）

ア 幼稚園においては、(2)にかかわらず、入園した 1 号認定子どもの保護者からの申請により、次に掲げる時間の範囲内において、当該 1 号認定子どもの保育を行うことができる。

(ア) 土曜日（12月29日から翌年1月3日までのものを除く。）の午前7時30分から午後0時30分まで

(イ) (2)エに掲げる日（12月29日から翌年1月3日までのものを除く。）の午前7時30分から午後6時30分まで

(ウ) (2)アからエまでに掲げる日以外の日の午前7時30分から午前8時30分まで及び午後2時30分から午後6時30分まで

イ 預かり保育は、ア(ア)から(ウ)までに掲げる時間における2号認定子どもの保育内容に準じて行うものとする。

(10) 預かり保育利用料（第13条関係）

ア 市長は、預かり保育を利用する者から預かり保育利用料を徴収する。

イ 預かり保育利用料は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額とする。

区 分		預かり保育利用料の額
土曜日（12月29日から翌年1月3日までのものを除く。）	午前7時30分から午前8時30分まで	1回につき100円
	午前8時30分から午後0時30分まで	1回につき800円
(2)エに掲げる日（12月29日から翌年1月3日までのものを除く。）	午前7時30分から午前8時30分まで	1回につき100円
	午前8時30分から午後2時30分まで	1回につき1,000円（1食につき150円の給食費に相当する額を含む。）
	午後2時30分から午後6時30分まで	1回につき400円
(2)アからエまでに掲げる日以外の日	午前7時30分から午前8時30分まで	1回につき100円
	午後2時30分から午後6時30分まで	1回につき400円

ウ 利用者は、各月ごとに、当該月に係るイにより算出された額の預かり保育利用料を、納期限までに市に納付しなければならない。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和7年4月1日等

(2) 準備行為

教育委員会及び市長は、施行日前においても、幼稚園に入園する子どもの募集、入園の手続その他幼稚園の供用を開始するために必要な準備行為をすることができる。

(3) 経過措置

施行日の前日において現に幼稚園に入園しており、令和2年4月1日までに

生まれた園児については、1号認定子どもとして入園したものとみなすことができる。

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

議案第 2 4 号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

(総務部職員課)

1 改正の理由

異常な自然現象又は大規模な災害が発生した際に国の実施する応急対策職員派遣制度等により本市以外の地方公共団体に派遣され、当該地方公共団体の区域等において災害応急対策又は災害復旧に係る作業又は業務に従事した職員に対して支給する特殊勤務手当を新たに定めようとするものである。

2 改正の内容

(1) 職員が、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象、大規模な火災、爆発等が発生した場合において、災害対策基本法に基づき災害対策本部が設置された本市以外の地方公共団体の区域（消防職員にあっては、本市、竹原市及び大崎上島町以外の地方公共団体の区域）に派遣されて行う災害応急作業等に従事したときは、災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当を支給する。

(2) 手当の額は、災害応急作業等に従事した日 1 日につき、1,080 円を超えない範囲内において市長が定める額とする。

(3) (2)にかかわらず、次に掲げる場合における手当の額は、災害応急作業等に従事した日 1 日につき、それぞれ次に定める額を超えない範囲内において市長が定める額とする。

ア 災害応急作業等が日没時から日出時までの間に行われた場合 1,620 円

イ 災害応急作業等が災害対策基本法に基づき居住者等が避難のための立退きを指示された地域又は同法に基づき設定された警戒区域で行われた場合 2,160 円

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

(根拠法令)

地方公務員法

第 2 4 条

5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

議案第 25 号

附属機関の設置に関する条例の一部改正について

(総務部職員課)

1 改正の理由

新たに附属機関を設置し、及び一部の附属機関の名称等を変更しようとするものである。

2 改正の内容

(1) 附属機関の設置（別表関係）

次の附属機関を新たに設置する。

名 称	目 的
東広島市救急医療体制に関する基本計画策定会議	東広島市救急医療体制に関する基本計画の策定及び推進に関する事項を審議すること。

(2) 附属機関の名称等の変更（別表関係）

ア 東広島市地域福祉推進協議会の協議事項を東広島市地域共生社会推進計画の事業の推進及び当該計画の見直しに変更する。

イ 東広島市障害者計画等審議会において策定及び推進に関する重要な事項を審議することとしている各計画の障害の表記を障がいに改め、その名称を東広島市障がい者計画等審議会に変更する。

ウ 東広島市健康増進対策推進会議の審議事項に食育の総合的な推進に関する事項を追加する。

エ 東広島市自殺対策推進会議の審議事項を東広島市自殺（自死）対策推進計画の策定及び推進に関する事項に変更し、その名称を東広島市自殺（自死）対策推進会議に変更する。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日等

(根拠法令)

地方自治法

第138条の4

- ③ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ー略ー

議案第 26 号

東広島市事務分掌条例の一部改正について

(総務部職員課)

1 改正の理由

社会情勢の変化及び新たな政策課題に対応することを目的として、効果的かつ効率的な事務事業の執行に資する組織体制を整備しようとするものである。

2 改正の内容

(1) 部の組織を次のとおり改める。(第1条関係)

現 行	改 正
都市部	都市交通部

(2) 部の組織の改正に合わせて、部の分掌事務を次のとおり改める。(第2条関係)

ア 地域振興部の分掌事務のうち交通政策に関する事務を都市交通部に移管し、分掌させる。

イ 都市部の分掌事務のうち住宅に関する事務を建設部に移管し、分掌させる。

3 施行期日

令和7年4月1日

(根拠法令)

地方自治法

第158条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。この場合において、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとする。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

(総務部職員課)

1 改正の理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に合わせて、時間外勤務の制限の対象となる職員の範囲を拡大するとともに、所要の規定の整備を行おうとするものである。

2 改正の内容

- (1) 子のある職員が当該子を養育するために請求した場合において、任命権者が正規の勤務時間以外の勤務をさせてはならない職員の範囲を次のように拡大する。(第8条の2関係)

現 行	改 正
3 歳に満たない子のある職員	小学校就学の始期に達するまでの子のある職員

- (2) 配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等(第19条関係)

ア 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、介護両立支援制度等その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の利用の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならないこととする。

イ 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、介護両立支援制度等に関する事項を知らせなければならないこととする。

- (3) 勤務環境の整備に関する措置(第20条関係)

任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げるいずれかの措置を講じなければならないこととする。

ア 職員に対する介護両立支援制度等に関する研修の実施

イ 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

ウ ア及びイに掲げるもののほか、介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備
に関する措置

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和7年4月1日等

(2) 経過措置

時間外勤務の制限に係る請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するためにするものに限る。）は、施行日前においてもすることができる。

（根拠法令）

地方公務員法

第24条

5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

議案第 28 号

東広島市バス交通結節点設置及び管理条例の一部改正について

(地域振興部地域政策課)

1 改正の理由

黒瀬地区バス交通結節点を新たに設置し、その管理運営に関し必要な事項を定めるとともに、所要の規定の整備を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 黒瀬地区バス交通結節点の設置及びその管理運営に関し必要な事項を次のとおり定める。

ア 名称は黒瀬地区バス交通結節点とし、その位置は東広島市黒瀬町兼広 15 番 6 とする。(第 2 条関係)

イ 黒瀬地区バス交通結節点に置く施設を次のとおり定める。(第 3 条関係)

(ア) 待合室

(イ) 自転車駐車場

(ウ) 自家用車駐車場

ウ 自転車駐車場を使用することができる対象車両について、次のとおり定める。(第 4 条関係)

(ア) 自転車駐車場を使用することができる車両は、道路交通法に規定する自転車、原動機付自転車並びに大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）とする。

(イ) (ア)にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、(ア)に定める車両以外の車両に自転車駐車場を使用させることができる。

エ 自家用車駐車場を使用することができる対象車両について、次のとおり定める。(第 5 条関係)

(ア) 自家用車駐車場を使用することができる車両は、道路交通法施行規則に規定する普通自動車であって、最大積載量が 2,000 キログラムを超える貨物自動車以外のものとする。

(イ) (ア)にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、(ア)に定める車両以外の車両に自家用車駐車場を使用させることができる。

オ 黒瀬地区バス交通結節点の供用時間は、次のとおりとする。（第6条関係）

(ア) 待合室 午前5時30分から午後11時30分まで

(イ) 自転車駐車場及び自家用車駐車場 午前零時から午後12時まで

カ 使用の制限について、次のとおり定める。（第8条関係）

市長は、次のいずれかに該当するときは、施設の使用を制限することができる。

(ア) 自転車駐車場又は自家用車駐車場を使用しようとする車両の台数が、当該自転車駐車場又は当該自家用車駐車場の収容台数を超えるとき。

(イ) (ア)に掲げるもののほか、市長が施設の管理運営上支障があると認めるとき。

(2) バス交通結節点における物品の販売及び宣伝その他の営利行為のうち、特に市長の許可を受けたものについては、これを認めることとする。（第9条関係）

3 施行期日

令和7年4月30日までの間において規則で定める日

（根拠法令）

地方自治法

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

議案第 29 号

東広島市専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部改正について

(生活環境部環境先進都市推進課)

1 改正の理由

水道法施行令等の一部改正に伴い、専用水道の水道技術管理者の資格の要件を見直すとともに、資格の要件の特例について、その対象となる専用水道の範囲を拡大しようとするものである。

2 改正の内容

(1) 専用水道の水道技術管理者の資格の要件の見直しを次のとおり行う。(第3条関係)

ア 履修科目及び技術上の実務経験の年数を次のとおり変更する。

現 行	改 正
大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した者 2年以上	大学において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者 3年以上

イ 土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものを水道技術管理者の資格を有する者として定める。

(2) 資格の要件の特例について、その対象となる専用水道の1日最大給水量の範囲を次のとおり拡大する。(第3条関係)

現 行	改 正
1,000立方メートル以下	1万立方メートル以下

3 施行期日

令和7年4月1日

(根拠法令)

水道法

第19条

- 3 水道技術管理者は、政令で定める資格（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあっては、当該資格を参酌して当該地方公共団体の条例で定める資格）を有する者でなければならない。

議案第 30 号

東広島市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める 条例の一部改正について

(健康福祉部地域包括ケア推進課)

1 改正の理由

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、東広島市地域包括支援センターの職員に関する基準及び当該職員の員数について必要な事項を定めるとともに、所要の規定の整理を行おうとするものである。

2 改正の内容

- (1) 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数について、原則として定められたおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき常勤の職員の員数の基準（以下「職員に関する基準」という。）にかかわらず、東広島市高齢者保健福祉事業運営委員会（以下「委員会」という。）が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ職員に関する基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、アからウまでに掲げる者のうちのいずれか2人以上とする。（第3条関係）

ア 保健師その他これに準ずる者

イ 社会福祉士その他これに準ずる者

ウ 主任介護支援専門員その他これに準ずる者

- (2) 職員に関する基準及び(1)にかかわらず、委員会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、常勤換算方法によ

ることができることとする。（第3条関係）

3 施行期日

公布の日

（根拠法令）

介護保険法

第115条の46

- 5 地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業を実施するために必要なものとして市町村の条例で定める基準を遵守しなければならない。

議案第 3 1 号

東広島市国民健康保険税条例の一部改正について

(健康福祉部国保年金課)

1 改正の理由

国民健康保険税の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額に係る税率等の改定を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の税率等の改定

ア 基礎課税額の所得割額の税率、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を次のとおり改定する。(第 3 条、第 4 条、第 5 条関係)

区 分		現 行	改 正
所得割額の税率		1 0 0 分の 7 . 3	1 0 0 分の 7 . 7 1
被保険者均等割額 (被保険者 1 人につき)		3 万 1 , 2 6 1 円	3 万 3 , 1 9 5 円
世帯別平等割額 (1 世帯につき)	特定世帯及び 特定継続世帯 以外の世帯	2 万 1 8 6 円	2 万 1 , 2 9 4 円
	特定世帯	1 万 9 3 円	1 万 6 4 7 円
	特定継続世帯	1 万 5 , 1 3 9 円	1 万 5 , 9 7 0 円

イ 後期高齢者支援金等課税額の所得割額の税率、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を次のとおり改定する。(第 6 条、第 7 条、第 8 条関係)

区 分		現 行	改 正
所得割額の税率		1 0 0 分の 2 . 7 9	1 0 0 分の 2 . 8 9
被保険者均等割額 (被保険者 1 人につき)		1 万 1 , 6 0 1 円	1 万 2 , 2 1 1 円
世帯別平等割額 (1 世帯につき)	特定世帯及び 特定継続世帯 以外の世帯	7 , 4 9 1 円	7 , 8 4 1 円
	特定世帯	3 , 7 4 5 円	3 , 9 2 0 円
	特定継続世帯	5 , 6 1 8 円	5 , 8 8 0 円

ウ 介護納付金課税額の所得割額の税率、被保険者均等割額及び世帯別平等割

額を次のとおり改定する。（第9条、第10条、第11条関係）

区 分	現 行	改 正
所得割額の税率	100分の2.09	100分の2.35
被保険者均等割額 （被保険者1人につき）	1万709円	1万1,996円
世帯別平等割額 （1世帯につき）	5,247円	5,814円

(2) 基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の減額措置について、その減額する額を次のとおり改定する。（第25条関係）

ア 世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者の前年の総所得金額及び山林所得金額の合算額（イ及びウにおいて「合算額」という。）が、43万円を超えない世帯（(3)ア及びイにおいて「10分の7軽減世帯」という。）

(ア) 基礎課税額から減額する額

区 分		現 行	改 正
被保険者均等割額 （被保険者1人につき）		2万1,883円	2万3,237円
世帯別平等割額（1世帯につき）	特定世帯及び 特定継続世帯 以外の世帯	1万4,131円	1万4,906円
	特定世帯	7,066円	7,453円
	特定継続世帯	1万598円	1万1,179円

(イ) 後期高齢者支援金等課税額から減額する額

区 分		現 行	改 正
被保険者均等割額 （被保険者1人につき）		8,121円	8,548円
世帯別平等割額（1世帯につき）	特定世帯及び 特定継続世帯 以外の世帯	5,244円	5,489円
	特定世帯	2,622円	2,744円
	特定継続世帯	3,933円	4,116円

(ウ) 介護納付金課税額から減額する額

区 分	現 行	改 正
被保険者均等割額 （被保険者1人につき）	7,497円	8,398円
世帯別平等割額 （1世帯につき）	3,673円	4,070円

イ 合算額が、43万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万

5,000円を加算した金額を超えない世帯（(3)ア及びイにおいて「10分の5軽減世帯」という。）

(ア) 基礎課税額から減額する額

区 分		現 行	改 正
被保険者均等割額 (被保険者1人につき)		1万5,631円	1万6,598円
世帯別平等割額（1世帯につき）	特定世帯及び 特定継続世帯 以外の世帯	1万93円	1万647円
	特定世帯	5,047円	5,324円
	特定継続世帯	7,570円	7,985円

(イ) 後期高齢者支援金等課税額から減額する額

区 分		現 行	改 正
被保険者均等割額 (被保険者1人につき)		5,801円	6,106円
世帯別平等割額（1世帯につき）	特定世帯及び 特定継続世帯 以外の世帯	3,746円	3,921円
	特定世帯	1,873円	1,960円
	特定継続世帯	2,809円	2,940円

(ウ) 介護納付金課税額から減額する額

区 分		現 行	改 正
被保険者均等割額 (被保険者1人につき)		5,355円	5,998円
世帯別平等割額 (1世帯につき)		2,624円	2,907円

ウ 合算額が、43万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万円を加算した金額を超えない世帯（(3)ア及びイにおいて「10分の2軽減世帯」という。）

(ア) 基礎課税額から減額する額

区 分		現 行	改 正
被保険者均等割額 (被保険者1人につき)		6,253円	6,639円
世帯別平等割額（1世帯につき）	特定世帯及び 特定継続世帯 以外の世帯	4,038円	4,259円
	特定世帯	2,019円	2,130円
	特定継続世帯	3,028円	3,194円

(イ) 後期高齢者支援金等課税額から減額する額

区 分		現 行	改 正
被保険者均等割額 (被保険者 1 人につき)		2, 3 2 1 円	2, 4 4 3 円
世帯別平等割額 (1 世帯につき)	特定世帯及び 特定継続世帯 以外の世帯	1, 4 9 9 円	1, 5 6 9 円
	特定世帯	7 4 9 円	7 8 4 円
	特定継続世帯	1, 1 2 4 円	1, 1 7 6 円

(ウ) 介護納付金課税額から減額する額

区 分	現 行	改 正
被保険者均等割額 (被保険者 1 人につき)	2, 1 4 2 円	2, 4 0 0 円
世帯別平等割額 (1 世帯につき)	1, 0 5 0 円	1, 1 6 3 円

- (3) 納税義務者の世帯内に未就学児がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額の減額措置について、被保険者均等割額から未就学児 1 人につき減額する額を次のとおり改定する。(第 2 5 条関係)

ア 基礎課税額の被保険者均等割額

区 分	現 行	改 正
1 0 分の 7 軽減世帯	4, 6 8 9 円	4, 9 7 9 円
1 0 分の 5 軽減世帯	7, 8 1 5 円	8, 2 9 9 円
1 0 分の 2 軽減世帯	1 万 2, 5 0 4 円	1 万 3, 2 7 8 円
上記以外の世帯	1 万 5, 6 3 1 円	1 万 6, 5 9 8 円

イ 後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額

区 分	現 行	改 正
1 0 分の 7 軽減世帯	1, 7 4 0 円	1, 8 3 2 円
1 0 分の 5 軽減世帯	2, 9 0 0 円	3, 0 5 3 円
1 0 分の 2 軽減世帯	4, 6 4 0 円	4, 8 8 4 円
上記以外の世帯	5, 8 0 1 円	6, 1 0 6 円

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

(2) 経過措置

令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。

(根拠法令)

地方税法

第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

議案第 3 2 号

東広島市保育所設置及び管理条例の一部改正について

(こども未来部保育課)

1 改正の要旨

川上中部保育所を廃止しようとするものである。

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

(2) 経過措置

施行日前に川上中部保育所において保育された乳幼児に係る保育料については、なお従前の例による。

(根拠法令)

地方自治法

第 2 4 4 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

議案第 33 号

東広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部改正について

(こども未来部保育課)

1 改正の要旨

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供を家庭的保育事業所等外で調理し、搬入する方法により行う際に求めている栄養士に関する要件に係る規定の整備を行うおうとするものである。

2 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

(根拠法令)

児童福祉法

第 34 条の 16 市町村は、家庭的保育事業等の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。ー略ー

議案第 3 4 号

東広島市手数料条例の一部改正について

(都市部建築指導課・住宅課)

1 改正の理由

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）等の一部改正により建築物エネルギー消費性能基準への適合義務の対象となる建築物の範囲が拡大すること等に伴い、これらの法の規定に基づく申請等に対する審査に係る手数料の設定等を行うとともに、マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づくマンションの管理に関する計画の認定等の申請に対する審査に係る手数料の設定その他所要の規定の整理を行おうとするものである。

2 改正の内容

- (1) 建築物省エネ法の一部改正により、建築物省エネ法に基づく建築物エネルギー消費性能基準への適合義務の対象となる建築物の範囲が拡大し、建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）の一部改正により、同法に基づく建築確認の申請に対する審査を省略することができる建築物の範囲が縮小され、及び建築確認の申請に対する審査において構造計算が必要となる木造の建築物の範囲が拡大すること等に伴い、これらの審査に係る手数料について、区分の設定及び変更並びに当該区分に係る手数料の額の設定並びに手数料の額の改定を行う。（別表第 2 関係）

ア 建築物の建築等の確認の申請に対する審査及び通知された建築物の建築等の計画に対する審査に係る手数料について、建築物の種別に応じた区分を設けるとともに、床面積に応じた区分を変更し、これらの区分に係る手数料の額を次のとおり定める。

現 行		改 正		
面積	金額	建築物の種別	面積	金額
30 m ² 以内のもの	7, 000円	仕様基準又は誘導仕様基準に適合さ	30 m ² 以内のもの	15, 000円

		せる一戸建ての住宅等		
		仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる一戸建ての住宅等以外の住宅		19,000円
		その他の建築物		8,000円
30㎡を超え100㎡以内のもの	13,000円	仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる一戸建ての住宅等	30㎡を超え100㎡以内のもの	33,000円
		仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる一戸建ての住宅等以外の住宅		44,000円
		その他の建築物		19,000円
100㎡を超え200㎡以内のもの	19,000円	仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる一戸建ての住宅等	100㎡を超え200㎡以内のもの	44,000円
		仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる一戸建ての住宅等以外の住宅		55,000円
		その他の建築物		30,000円
200㎡を超え500㎡以内のもの	26,000円	仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる一戸建ての住宅等	200㎡を超え300㎡以内のもの	47,000円
		仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる一戸建ての住宅等以外の住宅		57,000円
		その他の建築物		32,000円
		仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる一戸建ての住宅等	300㎡を超え500㎡以内のもの	48,000円
		仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる一戸建ての住宅等以外の住宅		72,000円
		その他の建築物		33,000円

500 m ² を超え1,000 m ² 以内のもの	46,000円	仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる一戸建ての住宅等	500 m ² を超え1,000 m ² 以内のもの	62,000円
		仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる一戸建ての住宅等以外の住宅		86,000円
		その他の建築物		47,000円
1,000 m ² を超え2,000 m ² 以内のもの	65,000円	仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる一戸建ての住宅等	1,000 m ² を超え2,000 m ² 以内のもの	81,000円
		仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる一戸建ての住宅等以外の住宅		110,000円
		その他の建築物		66,000円
2,000 m ² を超え10,000 m ² 以内のもの	190,000円	仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる一戸建ての住宅等	2,000 m ² を超え10,000 m ² 以内のもの	205,000円
		仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる一戸建ての住宅等以外の住宅		260,000円
		その他の建築物		190,000円
10,000 m ² を超え50,000 m ² 以内のもの	310,000円	仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる一戸建ての住宅等	10,000 m ² を超え50,000 m ² 以内のもの	335,000円
		仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる一戸建ての住宅等以外の住宅		400,000円
		その他の建築物		320,000円
50,000 m ² を超えるもの	600,000円	仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる一戸建ての住宅等	50,000 m ² を超えるもの	635,000円
		仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる一戸建ての住宅等		700,000円

	宅等以外の住宅		
	その他の建築物		620,000円

イ 特定工程を含む建築物以外の建築物についての完了検査の申請及び工事の完了の通知に対する審査に係る手数料について、建築物の種別に応じた区分を設けるとともに、床面積に応じた区分を変更し、これらの区分に係る手数料の額を次のとおり定める。

現 行		改 正		
面積	金額	建築物の種別	面積	金額
30㎡以内のもの	11,000円	一戸建ての住宅等	30㎡以内のもの	12,000円
		一戸建ての住宅等以外の建築物		16,000円
30㎡を超え100㎡以内のもの	13,000円	一戸建ての住宅等	30㎡を超え100㎡以内のもの	17,000円
		一戸建ての住宅等以外の建築物		19,000円
100㎡を超え200㎡以内のもの	17,000円	一戸建ての住宅等	100㎡を超え200㎡以内のもの	22,000円
		一戸建ての住宅等以外の建築物		24,000円
200㎡を超え500㎡以内のもの	23,000円	一戸建ての住宅等	200㎡を超え300㎡以内のもの	29,000円
		一戸建ての住宅等以外の建築物		30,000円
		一戸建ての住宅等	300㎡を超え500㎡以内のもの	31,000円
		一戸建ての住宅等以外の建築物		37,000円
500㎡を超え1,000㎡以内のもの	40,000円	一戸建ての住宅等	500㎡を超え1,000㎡以内のもの	48,000円
		一戸建ての住宅等以外の建築物		54,000円
1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	56,000円	一戸建ての住宅等	1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	65,000円
		一戸建ての住宅等以外の建築物		71,000円
2,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	130,000円	一戸建ての住宅等	2,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	147,000円
		一戸建ての住宅等以外の建築物		170,000円
10,000㎡を超え50,000㎡以内のもの	210,000円	一戸建ての住宅等	10,000㎡を超え50,000㎡以内のもの	227,000円
		一戸建ての住宅等以外の建築物		250,000円
50,000㎡を超えるもの	430,000円	一戸建ての住宅等	50,000㎡を超えるもの	447,000円
		一戸建ての住宅等以外の建築物		470,000円

ウ 特定工程を含む建築物についての完了検査の申請及び工事の完了の通知に対する審査に係る手数料について、建築物の種別に応じた区分を設けるとともに、床面積に応じた区分を変更し、これらの区分に係る手数料の額を次のとおり定める。

現 行		改 正		
面積	金額	建築物の種別	面積	金額
30㎡以内のもの	10,000円	一戸建ての住宅等	30㎡以内のもの	10,000円
		一戸建ての住宅等以外の建築物		14,000円
30㎡を超え100㎡以内のもの	12,000円	一戸建ての住宅等	30㎡を超え100㎡以内のもの	17,000円
		一戸建ての住宅等以外の建築物		19,000円
100㎡を超え200㎡以内のもの	16,000円	一戸建ての住宅等	100㎡を超え200㎡以内のもの	20,000円
		一戸建ての住宅等以外の建築物		22,000円
200㎡を超え500㎡以内のもの	22,000円	一戸建ての住宅等	200㎡を超え300㎡以内のもの	28,000円
		一戸建ての住宅等以外の建築物	300㎡を超え500㎡以内のもの	29,000円
		一戸建ての住宅等		30,000円
		一戸建ての住宅等以外の建築物		36,000円
500㎡を超え1,000㎡以内のもの	38,000円	一戸建ての住宅等	500㎡を超え1,000㎡以内のもの	46,000円
		一戸建ての住宅等以外の建築物		52,000円
1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	53,000円	一戸建ての住宅等	1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	62,000円
		一戸建ての住宅等以外の建築物		68,000円
2,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	120,000円	一戸建ての住宅等	2,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	136,000円
		一戸建ての住宅等以外の建築物		160,000円
10,000㎡を超え50,000㎡以内のもの	200,000円	一戸建ての住宅等	10,000㎡を超え50,000㎡以内のもの	213,000円
		一戸建ての住宅等以外の建築物		240,000円
50,000㎡を超えるもの	400,000円	一戸建ての住宅等	50,000㎡を超えるもの	423,000円
		一戸建ての住宅等以外の建築物		450,000円

エ 建築物の中間検査の申請及び特定工程工事の終了の通知に対する審査に係

る手数料について、建築物の種別に応じた区分を設けるとともに、床面積に応じた区分を変更し、これらの区分に係る手数料の額を次のとおり定める。

現 行		改 正		
面積	金額	建築物の種別	面積	金額
30㎡以内のもの	10,000円	一戸建ての住宅等	30㎡以内のもの	12,000円
		一戸建ての住宅等以外の建築物		19,000円
30㎡を超え100㎡以内のもの	13,000円	一戸建ての住宅等	30㎡を超え100㎡以内のもの	22,000円
		一戸建ての住宅等以外の建築物		27,000円
100㎡を超え200㎡以内のもの	17,000円	一戸建ての住宅等	100㎡を超え200㎡以内のもの	34,000円
		一戸建ての住宅等以外の建築物		39,000円
200㎡を超え500㎡以内のもの	23,000円	一戸建ての住宅等	200㎡を超え300㎡以内のもの	35,000円
		一戸建ての住宅等以外の建築物	300㎡を超え500㎡以内のもの	40,000円
		一戸建ての住宅等		36,000円
		一戸建ての住宅等以外の建築物		52,000円
500㎡を超え1,000㎡以内のもの	37,000円	一戸建ての住宅等	500㎡を超え1,000㎡以内のもの	44,000円
		一戸建ての住宅等以外の建築物		61,000円
1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	52,000円	一戸建ての住宅等	1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	59,000円
		一戸建ての住宅等以外の建築物		76,000円
2,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	120,000円	一戸建ての住宅等	2,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	135,000円
		一戸建ての住宅等以外の建築物		200,000円
10,000㎡を超え50,000㎡以内のもの	190,000円	一戸建ての住宅等	10,000㎡を超え50,000㎡以内のもの	205,000円
		一戸建ての住宅等以外の建築物		290,000円
50,000㎡を超えるもの	390,000円	一戸建ての住宅等	50,000㎡を超えるもの	415,000円
		一戸建ての住宅等以外の建築物		500,000円

オ 建築物の建築等の確認の申請に係る計画及び建築等の計画の通知に係る計画に昇降機に係る部分が含まれる場合の当該申請及び当該通知に対する審査に係る手数料について、昇降機1基につきアに定める手数料に加算する額を

次のとおり改定する。

区 分		現 行	改 正
新たに昇降機を設置する場合		19,000円	20,000円
確認を受け、又は確認済証の交付を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置する場合	昇降機（小荷物専用昇降機を除く。）	10,000円	11,000円
	小荷物専用昇降機	5,000円	6,000円

カ 特定工程を含む建築物以外の建築物の完了検査の申請に係る計画及び工事の完了の通知に係る計画に昇降機に係る部分が含まれる場合の当該申請及び当該通知に対する審査に係る手数料について、昇降機1基につきイに定める手数料に加算する額を次のとおり改定する。

区 分	現 行	改 正
昇降機（小荷物専用昇降機を除く。）を設置する場合	21,000円	22,000円
小荷物専用昇降機を設置する場合	12,000円	13,000円

キ 特定工程を含む建築物の完了検査の申請に係る計画及び工事の完了の通知に係る計画に昇降機に係る部分が含まれる場合の当該申請及び当該通知に対する審査に係る手数料について、小荷物専用昇降機以外の昇降機1基につきウに定める手数料に加算する額を次のとおり改定する。

現 行	改 正
20,000円	21,000円

ク 建築設備の設置の確認の申請及び設置の計画の通知に対する審査に係る手数料の額を次のとおり改定する。

区 分		現 行	改 正
新たに建築設備を設置する場合		19,000円	20,000円
確認を受け、又は確認済証の交付を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合	建築設備（小荷物専用昇降機を除く。）	10,000円	11,000円
	小荷物専用昇降機	5,000円	6,000円

ケ 建築設備の完了検査の申請及び工事の完了の通知に対する審査に係る手数料の額を次のとおり改定する。

区 分	現 行	改 正
建築設備（小荷物専用昇降機を除く。）	21,000円	22,000円
小荷物専用昇降機	12,000円	13,000円

コ 確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合における工作物の築造の確認の申請及び確認済証の交付を受けた工作物の計画を変更して

工作物を築造する場合における工作物の築造の計画の通知に対する審査に係る手数料の額を次のとおり改定する。

現 行	改 正
7,000円	8,000円

サ 工作物の完了検査の申請及び工事の完了の通知に対する審査に係る手数料の額を次のとおり改定する。

現 行	改 正
14,000円	15,000円

(2) マンションの管理に関する計画の認定の申請等に対する審査に係る手数料を次のとおり定める。(別表第3関係)

ア マンション管理計画認定申請手数料

区 分	金 額
長期修繕計画の数が1の場合	3,800円
長期修繕計画の数が2以上の場合	3,800円に1を超える長期修繕計画の数に1,700円を乗じて得た額を加算した額

イ マンション管理計画変更認定申請手数料

区 分	金 額
管理組合の運営の基準に係るもの	長期修繕計画の数が1の場合 5,000円
	長期修繕計画の数が2以上の場合 5,000円に1を超える長期修繕計画の数に2,700円を乗じて得た額を加算した額
管理規約の基準に係るもの	長期修繕計画の数が1の場合 4,100円
	長期修繕計画の数が2以上の場合 4,100円に1を超える長期修繕計画の数に2,700円を乗じて得た額を加算した額
管理組合の経理の基準に係るもの	長期修繕計画の数が1の場合 4,800円
	長期修繕計画の数が2以上の場合 4,800円に1を超える長期修繕計画の数に2,900円を乗じて得た額を加算した額
長期修繕計画の作成又は見直しの基準に係るもの	長期修繕計画の数が1の場合 10,000円
	長期修繕計画の数が2以上の場合 10,000円に1を超える長期修繕計画の数に5,200円を乗じて得た額を加算した額
その他のもの	長期修繕計画の数が1の場合 3,000円

	長期修繕計画の数が2以上の場合	3,000円に1を超える長期修繕計画の数に1,900円を乗じて得た額を加算した額
--	-----------------	--

- (3) 建築物省エネ法及び都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）の一部改正により、住宅部分に係る建築物の省エネルギーの性能について、誘導仕様基準と計算により当該性能の適合の確認をする基準とを組み合わせた基準（以下「誘導仕様・計算併用基準」という。）を用いて評価する方法が設けられたことに伴い、低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査及び建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査に係る手数料のうち、技術的審査適合証の提出があった場合以外の場合について、誘導仕様・計算併用基準を用いて評価する方法に係る区分を設け、当該区分に係る手数料の額を次のとおり定める。（別表第3関係）

ア 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料

区 分		金 額
一戸建ての住宅		27,000円
一戸建ての住宅以外の建築物 （住宅部分の住戸部分に限る。）	1戸のもの	27,000円
	2戸以上5戸以下のもの	55,000円
	6戸以上10戸以下のもの	77,000円
	11戸以上25戸以下のもの	110,000円
	26戸以上50戸以下のもの	160,000円
	51戸以上100戸以下のもの	234,000円
	101戸以上200戸以下のもの	323,000円
	201戸以上300戸以下のもの	421,000円
	301戸以上のもの	488,000円

イ 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料

区 分		金 額
一戸建ての住宅	200㎡未満のもの	27,000円
	200㎡以上のもの	30,000円
一戸建ての住宅以外の住宅	300㎡未満のもの	55,000円
	300㎡以上2,000㎡未満のもの	92,000円
	2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	160,000円
	5,000㎡以上のもの	234,000円

- (4) 建築物省エネ法の一部改正により、建築物省エネ法に基づく建築物エネルギー消費性能基準への適合義務の対象となる建築物の範囲が拡大することに伴い、建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査に係る手数料について、新たに審査が必要となる建築物の種別に応じた区分を設け、当該区分

に係る手数料の額を次のとおり定める。（別表第3関係）

ア 一戸建ての住宅

区 分		金 額
性能基準を用いて評価する方法	200㎡未満のもの	37,000円
	200㎡以上のもの	41,000円
仕様基準を用いて評価する方法	200㎡未満のもの	19,000円
	200㎡以上のもの	20,000円
仕様・計算併用基準（仕様基準と計算により当該性能の適合の確認をする基準とを組み合わせた基準をいう。以下同じ。）を用いて評価する方法	200㎡未満のもの	27,000円
	200㎡以上のもの	30,000円

イ 一戸建ての住宅以外の住宅

区 分		金 額
性能基準を用いて評価する方法	300㎡未満のもの	74,000円
	300㎡以上2,000㎡未満のもの	123,000円
	2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	210,000円
	5,000㎡以上のもの	301,000円
仕様基準を用いて評価する方法	300㎡未満のもの	35,000円
	300㎡以上2,000㎡未満のもの	61,000円
	2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	110,000円
	5,000㎡以上のもの	167,000円
仕様・計算併用基準を用いて評価する方法	300㎡未満のもの	55,000円
	300㎡以上2,000㎡未満のもの	92,000円
	2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	160,000円
	5,000㎡以上のもの	234,000円

- (5) 建築物省エネ法の一部改正により、建築物省エネ法に基づく建築物エネルギー消費性能基準への適合義務の対象となる建築物の範囲が拡大することに伴い、建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査に係る手数料について、床面積に応じた区分を変更し、当該変更後の区分に係る手数料の額を次のとおり定める。（別表第3関係）

区 分		現 行		改 正	
		床面積	金 額	床面積	金 額
工場等	モデル建物法	300㎡以上1,000㎡未満	28,000円	300㎡未満	20,000円
				300㎡以上1,000㎡未満	28,000円
	標準入力法又は主要室入力	300㎡以上1,000㎡未満	33,000円	300㎡未満	24,000円
				300㎡以上1,000㎡未満	33,000円

	法				
住宅 及び 工場 等以 外の 建築 物	モデル 建物法	300㎡以上1,000㎡未満	119,000円	300㎡未満	93,000円
				300㎡以上1,000㎡未満	119,000円
	標準入 力法又 は主要 室入力 法	300㎡以上1,000㎡未満	306,000円	300㎡未満	244,000円
				300㎡以上1,000㎡未満	306,000円

- (6) 建築物省エネ法の一部改正に伴い、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査に係る手数料を廃止する。（別表第3関係）

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和7年4月1日

(2) 経過措置

ア 建築基準法の規定に基づく事務に係る手数料に関する規定 施行日以後にその工事に着手する建築物の建築等に関する申請及び通知に係る手数料について適用する。

イ 建築物省エネ法及び都市の低炭素化の促進に関する法律の規定に基づく事務に係る手数料に関する規定 施行日以後にされる申請に係る手数料について適用する。

（根拠法令）

地方自治法

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。－略－

議案第 35 号

東広島市使用料条例の一部改正について

(教育委員会学校教育部教育総務課)

1 改正の要旨

木谷小学校屋内運動場及び三津小学校屋内運動場において冷暖房を使用する場合に加算する 1 時間当たりの使用料の額を、次のとおり改定しようとするものである。

学校名	現 行	改 正
木谷小学校	1,510 円	1,100 円
三津小学校	3,830 円	1,300 円

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日等

(2) 経過措置

施行日以後の行政財産の使用に係る使用料について適用する。

(根拠法令)

地方自治法

第 228 条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。ー略ー

議案第 36 号

東広島市高額医療費貸付基金の設置及び管理に関する条例の廃止について

(健康福祉部国保年金課)

1 提案の要旨

医療費の窓口負担を自己負担限度額までとする高額療養費の現物給付制度の普及により、医療費の支払資金の貸付の需要がなくなったことに伴い、東広島市高額医療費貸付基金を廃止しようとするものである。

2 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

(根拠法令)

地方自治法

第 241 条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。